(様式5)

最終更新日:令和4年1月28日

#### 一般社団法人日本CPサッカー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://jcpfa.jp/public-info/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<b>担し</b> 毎ち	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである			【No.1】経営ビジョン・経営計画ワークショップ (議事録) 【No.2】経営計画シート (分析シート)
2		(2)組織運営の強化に関する 人材の採用及び育成に関する計	れ、実行していける中長期計画を策定します。 審査基準 (1) について】 当該計画について、未だ計画未策定のため、速やかに対応します。 遵守目途:2022年6月 【審査基準 (2) について】 計画未策定のため、公表できていません。 【審査基準 (3) について】 本協会において少ない人材で運営をしているため、人材の採用及び育成に関する計画について、理事会への計画提出前の段階において現役員及び事務局からの意見などを積極的に取り入れていきます。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運	(3) 財務の健全性確保に関す	審査基準 (1) について】	【No.3】収支予算書
	営等に関する基本	  る計画を策定し公表すること	計画策定及びHPへの公開完了	
	  計画を策定し公表		【審査基準(2)について】	
	すべきである		Imak公表 策定後、速やかに公式HPにて公開します。	
			【審査基準 (3) について】	
			本田 日 年 中 へ 5 / 10 - 7 ~ 5   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
			を	
3				
	「匠則匀」為却よ	(1) 知効の処具及び証業具の機	【	【No.4】 须吕友역
		(1) 組織の役員及び評議員の構		【No.4】役員名簿
			2021年9月時点で外部理事1名増員。	
	るための役員等の		外部理事割合:33.3%となり、基準を満たしました。	
		①外部理事の目標割合(25%以		
	である。	上)及び女性理事の目標割合	【審査基準(2)について】	
4		(40%以上)を設定するととも	今年度実施した女性理事採用活動では、適合する人材が見つからなかったため、引き続き女性理事の目	
4		に、その達成に向けた具体的な	標割合を「2025年3月までに42.9%」としております。	
		方策を講じること		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	組織運営を確保するための役員等の 体制を整備すべき		【審査基準(1)について】 現在、当協会は評議員会を置いておりません。	
6	るための役員等の	図ること ③アスリート委員会を設置し、 その意見を組織運営に反映させ るための具体的な方策を講じる こと	達成目途:2022年3月末 (委員会規程整備およびメンバー招集完了目途) 【審査基準(2)について】 地方登録チームで活動する登録選手人材の中からボランティアを募り、設立を目指します。(その他、適宜必要な知 見や経験を持ったプロボノ人材も視野に入れ、開かれた協会運営を目指します。)	
7	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 達成目途:2022年3月末 当協会は役員5名(監事含む6名)で、登録チーム全7チーム、約340名の登録(2019年度末集計)のため、小規模法人です。理事会の規模は5名で適正と考えておりますが、他に仕事があり多忙のために理事会に出席できない方もいるため、外部理事や女性理事の充実にて現状よりさらに実効性を高めていきます。	【No.4】役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
		①理事の就任時の年齢に制限を	2021年6月理事会にて、「理事職務権限規程」の改定を行い、年齢制限等の項目を追加しました。	理事職務権限規程
9	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2021年6月理事会にて、「理事職務権限規程」の改定を行い、年齢制限等の項目を追加しました。	【No.4】役員名簿 理事職務権限規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。		2021年2月より役員候補者選定委員会が始動し、新役員推薦までの約4カ月間、月1回委員会を開催しま	【No.5】役員候補者選考 委員会規程 役員推薦規程
11		(1) NF及びその役職員その他 構成員が適用対象となる法令を 遵守するために必要な規程を整 備すること	当協会のウェブサイトにて「倫理規程」「行動規範」「社員規程」を公開しております。	【No.6】倫理規程 【No.7】行動規範 【No.8】社員規程
12		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ①法人の運営に関して必要とな る一般的な規程を整備している か	「社員規程」 「定款」 「経理規程」 「事務局規程」が整備済、運用中です。	【No.8】社員規程 【No.9】定款 【No.10】経理規程 【No.11】事務局規程
13		備しているか	【審査基準(1)について】 「文書取扱規程」が整備済です。 現在整備の出来ていない、個人情報保護に関する規程、リスク管理規程、不祥事対応規程、苦情処理規程等は小規模な協会運営でも必要と思われるため、引き続き整備を検討したいと思います。 整備すべき規程等の検討目途:2021年8月まで整備完了目途:2023年8月	【No.12】文書取扱規程
14		③法人の役職員の報酬等に関す	【審査基準(1)について】 遵守目途:2022年3月末 現在「役員の報酬に関する規程」は整備されていないため、上記遵守目途までに新規作成・運用に努めます。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整 備しているか	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイトにて「基金取扱規程」を公開しております。 同時に寄附の受入れに関する規程は必要と思われるため、税理士と相談の上、2022年3月末までに作成 予定です。	【No.13】基金取扱規程
16		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規 程を整備しているか	寄附の受入れに関する規程は必要と考えておりますので、税理士と相談の上、2022年3月末までに作成	
17		手の権利保護に関する規程を整 備すること	遵守目途:2022年3月末「強化指定選手選考規程」へ選手の権利保護の観点の追記等の改訂を行います。	【No.14】強化指定選手 選考規程
18	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。		【審査基準(1)について】 現在、審判員を要する機会(全日本選手権等)は開催地のサッカー協会へ審判員の派遣を依頼しているため、本審査項目は適応されません。	【No.15】審判派遣依頼 書
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	るなど、専門家に日常的に相談 や問い合わせをできる体制を確 保すること	遵守目途:2025年3月末 当協会のように小規模であれば独自の制度を作ることは非常に困難であります。そのため、本協会は、日本障がい者サッカー連盟(以下JIFF)にも加盟しており、同規模の協会があるためJIFFの協力を得られるか相談 もしくは他団体や支援団体にて共通でお引き受け頂いただける専門家を探し 依頼したいと考えま	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプ ライアンス委員会 を設置すべきであ る。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準 (1) について】 達成目途: 2022年3月末 (委員会規程整備およびメンバー招集完了目途) コンプライアンス委員会について、現在は未設置。 【審査基準 (2) について】 コンプライアンス委員会設置時に明確な規定を策定します。 【審査基準 (3) について】 遵守目途: 2022年3月末 地方登録チームで活動する登録選手人材の中からボランティアを募り、設立を目指します。(その他、適宜必要な知見や経験を持ったプロボノ人材も視野に入れ、開かれた協会運営を目指します。) 選考の際には男女比を意識し、人材配置を行います。	
21		(2) コンプライアンス委員会 の構成員に弁護士、公認会計 士、学識経験者等の有識者を配 置すること		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則5] コンプ	(1)NF役職員向けのコンプラ	【審査基準(1)について】	
	ライアンス強化の	イアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画	
	ための教育を実施		2021年度の予算上、コンプライアンス研修の実施が不可能であったため、2022年には必ず年1回以上実	
	すべきである		施するよう計画を修正中です。	
22				
22				

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである		【審査基準(1)について】 2021年度の予算上、コンプライアンス研修の実施が不可能であったため、2022年には必ず年1回以上実施するよう計画を修正中です。	
24	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1) について】 当協会では現在審判員の養成は行っておらず、試合や大会の際には外部団体に協力・派遣を依頼しているため本審査項目は適応されません。	
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	ることができる体制を構築する こと	現在、パラリンピックサポートセンターの助成金を財源として税理士、社会保険労務士、会計事務所からのサポートを受けられておりますが、2021年3月末(現在未確定であり予定)助成金終了後のサポート	【No.16】シュミレーション資料 【No.17】会計事務所契 約書

	- ,			
審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則6]法務、	(2) 財務・経理の処理を適切	【審査基準 (1) について】	【No.17】会計事務所契
	会計等の体制を構	に行い、公正な会計原則を遵守	現在、会計事務所の定期的な指導を受けながら適正適法に会計処理を行っております。	約書
	築すべきである	すること	【審査基準(2)について】	【No.18】監事名簿
			当法人監事の高橋氏は、当法人の役員登記手続きの際に、2018年度よりガバナンス事業に携わってい	【No.19】監査報告書
			ただいている、らしく(株)堀氏よりご紹介いただいた。高橋氏には迅速かつ的確に役員登記手続きへ	
26			ご対応くださった。前監事の退任のタイミングも重なり、専門知識を持つ人材に協会運営へ関わってい	
			ただく事へ取組を開始していたため、格識見ともにふさわしい高橋氏を新監事として迎え入れること	
			は、当法人にとって間違いなく有益であると役員間でも承認が得られ、本協会の監事を務めていただく	
			こととなった。	
			【審査基準(3)について】	
			これまでどおり、監査報告書の作成にご協力いただくよういたします。	
	 [原則6] 法務、	(3) 国庫補助金等の利用に関	【審査基準(1)について】	【No.20】令和元年度
	会計等の体制を構	し、適正な使用のために求めら	JPCのご担当者と相談および協議をして、適正適法に対応させていただいております。	日本スポーツ振興セン
27	築すべきである	れる法令、ガイドライン等を遵		ター 競技力向上事業報
27		守すること		告書/収支簿

				<b>3 2 0</b>
審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	【審査基準 (1) について】 当協会のウェブサイトにて公開を行っております。	【No.21】令和1年度財務諸表
	きである。			【HP参照】平成30年度
				財務諸表 【HP参照】平成29年度
				財務諸表
28				

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29		(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 当協会のウェブサイト上で「強化指定選手選考規程」を公開しております。	【No.22】強化指定選手 選考規程
30			本適合性審査の審査結果について、当協会のウェブサイト上での公開中です。 http://jcpfa.jp/public-info/	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相 反を適切に管理すべきである	じ得る利益相反を適切に管理す ること	【審査基準(1)について】 重要な契約については、必ず理事会もしくは決議省略の理事会において独断的な決定を行わないよう、相互に確認を行い決定をしています。 【審査基準(2)について】 遵守目途:2021年3月末~2022年3月末 利益相反取引については、6/25に開催した理事会において本協会監事の高橋司法書士の同席のもと説明を行いました。使用した資料については、インターネットで公開されている資料を使用しました。利益相反ポリシーの策定に進みます。 https://best-legal.jp/conflict-of-interest-trading-12387	利益相反ポリシー
32	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである		2021年3月に利益相反ポリシー策定済。 2021年12月末までにHP公開準備中です。	利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制 度を構築すべきで ある	(1) 通報制度を設けること	【審査基準 (1) について】 当協会のような小規模法人にとっては設置まで時間がかかり、また費用負担の懸念も考えられますので、同じ種目のNFで協力して共通の制度として構築できないか検討していきたいと思います。まずは、統括団体の相談窓口やJSCの第三者相談・調査制度相談窓口の利用の案内を理事会にて検討していきます。(遵守目途:2022年3月末) 【審査基準 (2) について】 現状通報窓口未設定のため、独自もしくは他団体との共通窓口設定後守秘義務を課すよう書面もしくは規程等に記載するよう留意します。(遵守目途:2024年3月末) 【審査基準 (3) について】 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについての規定を設け、情報管理の徹底についても、独自もしくは他団体との共通窓口設定後に策定します。(遵守目途:2024年3月末) 【審査基準 (4) について】 相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを規程もしくは書面に記載するよう留意します。(遵守目途:2024年3月末) 【審査基準 (5) について】 NF職員への意識徹底についても、最低年1回確認する機会を設けていきます。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則9]通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、 弁護士、公認会計士、学識経験 者等の有識者を中心に整備する こと		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
		(1) 懲罰制度における禁止行 為、処分対象者、処分の内容及 び処分に至るまでの 手続を定	遵守期限:2022年3月末	懲罰規程 第47回理事会議事録
35			禁止行為は懲罰規程第3条、処分対象者は懲罰規程第2条、処分内容は懲罰規程第4条、処分に至るまでの手続きは懲罰規程第10条でそれぞれ定めている。 【審査基準(2)について】 懲罰規程および倫理規定をウェブサイト上で公開し周知している。 【審査基準(3)について】 懲罰規程第7条第3項において、処分対象者に弁明の機会を与えることを定めている。 【審査基準(4)について】 懲罰規程第8条において、処分結果は、処分対象者に対し、対象すあの表示、処分対象となった事実、処分於内容・理由、処分手続の経過、不服申立手続き及び期間を書面で通知することを定めている。	
36		(2) 処分審査を行う者は、中 立性及び専門性を有すること		懲罰規程 倫理委員会名簿 第47回理事会議事録
	「盾別11〕 彈壬		5条2項において、部買い有識者が委員会の構成員として含めることが明記されており、中立性及び専門性が担保されている。 構成員となる外部有識者としては、税理士、司法書士を配置している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組	ポーツ仲裁機構によるスポーツ 仲裁を利用できるよう自動応諾 条項を定めること	当協会のウェブサイトにて「不服申立規定」を公開しております。 日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度以上の制限は設けておらず、自動応諾しています。 【審査基準(2)について】 代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象としております。 【審査基準(3)について】 設けておりません。	
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	知すること	【審査基準(1)について】 現状、独自の懲罰制度を構築することが難しいため、JIFF とその加盟団体と協力して制度を構築した際にはスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する制度を設ける予定であります。 遵守目途:2022年3月末	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39		制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)について】 危機管理マニュアルにかんして原案の作成まで済んでいる。2021年12月の理事会時には策定します。 【審査基準(2)について】 2021年12月理事会時には策定 【審査基準(3)について】 原案作成時に不祥事対応の一連の流れを含むよう留意します。 【審査基準(4)について】 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する際、独立性のある外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成する事が求められているため、人材が見つからず当初の遵守目途には達成できそうにないため、再度遵守目途を設定します。 委員の選定遵守目途:2022年12月末	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	理及び不祥事対応 体制を構築すべき である。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施		
	理及び不祥事対応 体制を構築すべき である。	(3) 危機管理及び不祥事対応 として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する 外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年 以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会におきましては、過去4年以内に不祥事が発生していないため、本審査項目は適用されないと考えます。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	ナンスの確保、コ	を行うこと	公開しております。 【審査基準(2)について】	【No.24】選手等登録に 関する規程 【No.25】地方組織との 関係図
43		する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 2021年6月以降に、現在当協会に会員登録しているチームおよび個人からボランティア人材を募り、協会内に各種の委員会を作る予定でおります。その一つとしてコンプライアンス委員会を設置するとともに、有識者によるオンラインでの研修実施を考えております。 2019年度は、2018年に引き続き理事を講師としての研修会を予定していましたが、コロナ禍で中止となりました。 遵守目途:2022年3月	【No.26】コンプライアンス研修資料